

第9回地方大学の振興及び若者雇用等に関する有識者会議

議事要旨

日 時 平成29年8月23日(水) 17:00～19:00

場 所 中央合同庁舎4号館4階第2特別会議室

1. 開会

<梶山大臣挨拶>

坂根座長を初め、委員の皆様におかれては、お忙しい中、御参集いただき感謝申し上げます。8月7日に続いての会議となるが、政府としては委員の皆様に取りまとめいただいた中間報告を踏まえて6月に閣議決定をされた、まち・ひと・しごと創生基本方針2017、そして経済財政運営と改革の基本方針2017に基づいて、地方大学の振興や地方と東京圏の大学の対流促進に向けた概算要求に着手したところである。また、東京23区における大学の新增設の抑制の法的な整備に向けて検討を進めているところであり、地方拠点強化税制についても所要の税制改正要望を行うこととしているところである。最近、23区内の大学の増設の抑制について新聞等で取り上げられているが、これはあくまでも地方大学の充実、新興、そして若者の雇用創出とセットの話なので、しっかりとこれを踏まえた議論をしてまいりたい。本日の議題は「地方創生に資する大学の取組」と「東京における大学の新增設の抑制について」の2つである。今回は鎌田委員から、早稲田大学における地方創生に資する取り組みなどについて御説明いただくとともに、大学における大学の新增設の抑制の具体的な方策について、本格的に検討を進めたいと考えている。委員の皆様方には忌憚のない御意見をいただきたい。

2. 議事

(1) 地方創生に資する大学の取組について

○ 鎌田委員より、資料1に基づき説明があった。

(2) 東京における大学の新增設の抑制について

○ 石井委員より、資料5に基づき説明があった。

○ 文部科学省より、資料2に基づき説明があった。

○ 事務局より、資料3及び資料4に基づき説明があった。

○ これらの説明に関し、以下のような発言があった。

(座長) 政府の仕事を受けたときに必ず申し上げているのが、中途半端な見える化で議論をスタートすると、部分最適論に引っ張り回されるので、見える化を徹底しようということを事務局にもかなりしつこく言い続けている。今回もいろいろな形での見える化が説明されたが、まだ徹底されていないところがある。東京23区の話ばかりメディアなどが取り

上げるが、一番深刻なのは地方だと思っており、今後地方の大学が成り立たなくなるのは明らかである。私は部分最適論をできるだけ排除し、全体最適論に持っていかなければならないと思っている。18歳人口が地域別に将来どうなるのか、あるいは進学率は今以上に高められるのかなど、いろいろな見える化が必要になっていて、議論の前にここを説明していただきたいと思う。私は一言で言うと、この23区の話もそうだが、全て東京にいたほうが有利な社会になってしまったからこうなっているのだと思う。一方で、若者は経済的に余裕があれば東京のようなところで生活を送りたいと思っているのも事実なので、大学の定員だけで解決できることではなく、東京にいたほうが全て有利だという社会を変えなければならない。この国は国民、特に親が大企業志向であり、大企業のほとんどの会社が東京一極採用をしてきた。ただ、私どもの会社もそうだが、これだけ労働力がタイトになってくると、自ら地方に出かけて行って採用試験をやらないと、とてもいい人が集まらないようになってきているので、今は本当にいいチャンスではないかと思う。あらゆることを並行してチャレンジしないと、東京23区の定員問題も解決できないのだろうと思う。まず議論の前に事務局に用意してもらったデータがあるので、それを説明してもらいたい。○ 事務局より、高等教育段階への進学率と、平成45年の進学率及び志願率についての推計について説明があった。

（座長）先ほど、18歳人口の減少に伴い、東京23区の学生数が今の定員総数を維持しても全体の18%から20%になるという話があったが、東京圏だとおそらく、30%から33、34%というように高まっていくというのが将来の姿だと思う。逆に言うと、特色あるものにならない限り、地方大学はもっと厳しくなるということだと思う。もう一つの視点は、先ほど委員から指摘されたように、私から見ても国立大学と私立大学の国からの支援の差というのは議論の余地があると思うし、いずれにしても大学側の経営が成り立たないのでは続けていけないので、その辺も考えていくと地方大学のほうが相当厳しい将来が待っている。会議名も地方大学の振興というタイトルになっているので、23区の話ばかりで余り時間をとるのもどうかと思うが、まず抑制の対象とする地域、対象とする学校種について御意見をいただきたい。

（委員）先ほど坂根座長からお話があったが、最近の新聞を見ていると23区の抑制の部分だけ取り上げられているが、例えば前回の会議で座長が経団連の方に厳しく指摘しておられたように、大学だけではなく大企業の東京一極採用の問題等、他にも非常に大きなことを考えていく中で大学の問題を取り上げているということで、大きな視点で考えていかなくてはいけないと思う。その上で地方大学の振興という会議なので、大学についての的を絞って言うことになるが、先ほど他の委員から大学教育の重要性についていろいろな現場の視点で御指摘をいただいたが、この2、3年、東京23区の定員を既に私学で大幅に増やしており、18歳人口が大幅に減っていく中で、これから23区の抑制措置をとっても学生の選択の自由を奪うことは決してならないだろう。大学はなかなかスクラップ・アンド・ビルドは難しいというのはある程度わかるのだが、これまでスクラップ・アンド・ビルドが本当に

どの程度行われていたのか。単なる看板のかけかえでやられてきたのかなど、実態がわからないので、事務局または文科省から調べて実態を教えてほしい。また、今回の告示の関係で言うと、機関決定というのは案だと対外的公表まで含めて言っているのだが、どこまでのことを考えているのか教えていただきたい。抑制対象地域と抑制対象学校種について、23区を抑制の対象にすることだが、周辺部の衰退の懸念は確かにいろいろあり、法律自体は恐らく閣議決定の関係で23区について記述することになると思うので、周辺部については文部科学大臣の認可で抑制するという対応ができないのかどうか、そこももう少し考えていただきたい。予算的なもので、私学助成などのやり方で縁辺部についてやるのが一番効果が高いのかもしれないが、そうであれば東京圏は定員超過について、例えばそれ以外の地方部よりもペナルティーを厳しくするとか、そのような対応は考えられるのではないかと思う。抑制の対象について申し上げますと、私は本来であればこの法律の中でも専門職大学についても対象とすべきだと思うが、制度ができたばかりなので、23区で一定期間新設されるのはやむを得ない場合もあるのだろうと思う。ただ、実態がどの程度出てくるかよくわからないので、最大でもせいぜい5年とか、その期間を法律で区切っておいで、様子をよく見ること。できるだけそこは短期間の設定とすべきではないかと思う。

(事務局) スクラップ・アンド・ビルドの過去例については整理する。また、委員がおっしゃったことを捉えて検討していきたい。

(委員) 抑制の対象だが、資料3の3ページにある専門職大学、専門職短期大学に対する例外の規定について、確かに新しい専門職大学は職業教育という点で特色が出ているわけだが、この議論で忘れられがちなのは、既成の大学でも専門職に関する教育は既に相当やっていて、それは不十分であるという批判が専門職大学をつくるきっかけの1つになっていると思うのだが、この制度ができたもう一つの非常に大きい理由は、専門学校の学生数が非常に減少して、東京都の23区のデータにもあったが、専門学校の学生数は最繁時の3分の2くらいになっている。そういった意味で4年制にしたいという動きも非常に強かった。問題は、もしこの例外が認められると、それを利用して専門職大学になろうとする専門学校が相当出てくる可能性があると思う。一定期間と言ってもどの程度なのか、あるいは何らかの様子を見ながらコントロールするということを考えないと、ここが非常に大きな尻抜けになる可能性があるのではないか。もう一つ、既存大学でもこの制度改正に伴って専門職課程がこれからつくれることになっているので、専門職大学のみが専門職に関する教育をするというわけでは必ずしもないということは重要だと思う。

(座長) 今の御意見に私も似たような疑問を持っていたが、先ほど説明していただいた高等教育全体の人数で言えばかなりの人が進学している。学士の部分で言うと国際比較すると比較的まだ低いことになるということなので、委員も説明されたように、23区も短期大学などが4年に変わった部分を考慮すれば、そんなに実質、定員が増えていないというのも事実だと思うのだが、高等教育全般の話と4年制の学士の部分をどのように議論を持っていくべきかというところが重要なポイントではないか。

(委員)今の点について、資料1の38ページで、これは23区ではなくて東京都なのでまたいろいろ御指摘もあろうかと思うが、東京都の4年制大学の学生は増えているが、それを上回る勢いで短期大学と専門学校生が減っていて、東京の学生数というのは総数でいくと1万7,000人減っている。短大等から4年制大学への切りかえがけしからんというふうに見えるのかどうか、4年制大学だけを切り取ることがどういう意味で合理性を持つのかについては、若干議論の余地はあるように私は感じている。

(座長)高等学校を出て、さらにその上に進む人の総数が減っていく中で、こちらでカバーしようというのは余り現実的ではなくて、今、高等教育全般に進んでおられる人がどのように変わっていったほうがいいのか。そこがポイントではないか。

(委員)その意味では専門職大学がカバーすればいいのかもしれないが、かつて看護師は高卒や専門学校卒だったのが、今は大学院まで行く時代になってきた。放射線技師とか物理療法士など、専門学校がやっていたのがもっともっと高度な内容が必要になってくると、4年制大学をつくりたいというニーズが今でも出てきているわけで、そういうものは都内ではだめですよ、専門学校でやってくださいということが、将来の日本の教育のあり方を構想したときに妥当なのか、あるいは望ましいことなのかという議論をしないと、少し具合が悪いのではないか。

(座長)一方、私たちの雇う側からすると、入ってくる人の意見を聞くと、4年制大学卒で入ってきた人と大学院を出て入った人では、4年で入ってくると不利だとみんな思っているのだが、そんなことはなく、早く入ってくれて社内のいろいろな技術を学んでくれたほうがよっぽどいいということで、技術系の4年卒と院卒の初任給が一緒になるよう4年卒の初任給を引き上げてやっており、雇う側から見た大学院のあり方、院卒のあり方というのはある。大学側から言えば学生が減る中で6年いてほしいという気持ちはわかるが、今の高等教育全体の中で4年制に行く話と6年の話も両方議論しないとバランスがとれないのではないか。

(委員)一方で、今朝の科学技術・学術審議会では、日本は大学院進学者が少な過ぎることが随分議論になったところで、我々の大学も学部を減らして大学院を増やす方針をとっているのだが、経営的にはすごく悪い選択である。今、大学院生は博士課程になるとほぼ授業料を払っている人はいないし、修士課程の授業料は国立大学との競争があるので、学部よりもはるかに安い授業料で学部よりもずっと手間をかけている。大学院生と留学生は赤字の発生原因であって、収入増にはつながらない。しかし、国家的な政策からいくと、今の大学生の学問水準は、以前から比べれば相当低下してきているので、いずれアメリカのように学部では基礎だけをやって、大学院で本当に専門をやるという時代になるだろうという予測のもとで、我々は大学院に重点を移していかないと新しいニーズに応えられない。そのような考え方で今、対応しているところである。

(委員)大学院の話だが、私はストレートに学部を4年やってすぐまた大学院に行くというのは、工学部は修士課程がスタンダードになってきているが、ほかはこれ以上増えるも

のではないと思う。むしろ社会に出た人がもう一回、自分の体験を整理するといった意味での大学院は非常に重要で、地方に行って地方大学の話を伺うと、そのポテンシャルは相当あるのではないか。結構需要はあるようなことをおっしゃる方も多い。国立大学協会が住民に対して行った意識調査があるのだが、社会人の再教育に対する需要は非常に強い。再教育の需要をどうやってうまく誘導していくかというのは非常に重要だと思う。

(座長) 資料4の41ページを見ていただきたいが、25歳以上の学士課程の入学者の割合が極端に日本は低い。これは結局、終身雇用というか労働の流動性にかかわっている。下手に途中でやめて大学へ入って見たら、その後の就職に決してアドバンテージがなかったということなので、この国の雇用慣行に非常に深く関係しているのだと思うが、他国と比べて明らかに異常である。今、委員がおっしゃったように、実際に実情を調べてみれば、意外と勉強し直して起業したいとか、もっと自分の専門を生かしたところによって変わってみたいというのはあるのだと思う。

(委員) 大卒者で働いている人、2万4,000人ぐらいに調査をやったことがあるのだが、大学院に興味がありますかと聞くと、大体働いている人の5割ぐらいは興味がある。近くに適当なものがあるならば行きたいという人が大体2割ぐらいいる。日本の大卒者で働いている人は今2,000万ちょっといるが、400万人ぐらいのデマンドがそこにあるわけで、しかも先ほど申し上げたように都市だけではなく地方にそういう需要があると思う。ただ、最大の障害は、事業所が大学院に行くことを認めていない。一番問題は何ですかと聞くと、それが最大の障害だと答えている。労働法上、いろいろな専門家の話を聞くと、禁止することは本来、法律的には認めてはいけないことのようにだが、実態としては人事関係者が認めない、あるいはその上役が認めないという状況がずっと続いたままで、これは実態が変化するために非常に大きな障害になっていると思う。

(委員) 大学院に関してだが、東京都市部であっても大学院を抑制するというのは、必ずしも得策ではないのではないかと考えている。抑制しなくてもよろしいのではないか。坂根座長がおっしゃったように、いろいろな意味で日本の大学院はもっと変えていかなければいけない、あるいは企業への対応を変えていかなければいけない。一方で先ほど委員がおっしゃったように、新しい分野、例えばデータサイエンスの分野であったり、あるいはバイオインフォマティクスの分野であったり、これはかなりの部分、実は大学院の教育で培われたものが学部の方におりてくる部分もある。あるいは国際的な競争力という観点でいろいろなチャレンジングな研究をする。これは学部教育ではなくて、大学院教育から起きてくるのではないかと考えていて、東京でそういった先進的な研究をされている大学も多い中で、そこを一概に規制してしまうというのは必ずしも得策ではないのではないかと考える。

(委員) 専門職大学、専門職短期大学なのだが、今、31年に新設される予定になっている。設置基準を見ていると大学、学士課程などとは施設設備等が随分緩和される形になるので、まだできていないものに対してどのような教育ができるのかというのは想像がつ

かないが、これを最初から例外とするというのは物すごくリスクが高いのではないかと思う。特に23区の中の専門学校がそのように変わるといことであれば、これは大学なのか、ハードウェアそのものが少し危惧されるのではないかという設置基準になっているので、できてから考えたほうがよろしいのではないかと思う。

（座長）私は前回、専門職について少し皆さんに問題を投げかけたのだが、専門職大学は先生が常にアップデートされるような形でないと続かない。だから先生の雇用関係のあり方とこの問題というのは現実には関係している。そこはなかなか難しい問題だが、何か御意見はあるか。

（委員）専門職大学について、私は設置基準の検討の場に入っているのだが、専任の4割くらいは実務家教員になることが想定されていると思う。細かくはいろいろな規定があるが、おっしゃったように昔、働いた経験がある人が大学に来てそのままいるのでは職業教育にならないので、交流がある必要があるが、こういったところについての教員予備軍の扱い方などについて、まだ一般的な議論が必ずしも進んでいないので、進めるべきだと思う。もう一つは、専門職大学については社会と自治体との協議会をつくることになっているのだが、これがきちんとワークしないと学生の実習もきちんとできないことになってくるので、ここの制度は非常に重要なのだが、まだこの制度は完全にできていない。そういう意味で、これは未完成のところがある制度なので、それをきちんと育てた上で、いろいろなことを考えることが重要ではないかと思う。

（座長）先ほど委員が、アメリカではいわゆる固定した先生の部分が非常に少ないように言われたが、民間の力の活用など参考になるところはないか。

（委員）これは分野、何をやる場所なのかによる。データサイエンスなどは全ての学問に関係するので、そのデータサイエンス学部、データサイエンス大学院に教員を全部その専任として集めようと思ったら大変なことになるし、もともとの専門を専門として伸ばしていって欲せないと意味がない。そこでデータサイエンス系のところや、あるいはデザインでもソーシャルデザインといったところは全部、自分の専門を自分の学部でやっていて、そのかわり全ての学部から教えに来てくれるという形をとるのが1つのスタンダードになっていて、そうならざるを得ないのだろうなと思っている。企業が一番データを持っているし、データの使い道に強い関心を持っているので、企業の参画も得ることになると、基本的に産業と大学の一定の集積のあるところでないとは本格的に展開できないという性質の分野になる。それが典型的にデータサイエンスなどにはあらわれているのだろうと思う。スクラップ・アンド・ビルドに関していうと、スクラップ・アンド・ビルドはごく最近になってから国立大学はたくさん経験されている。国立大学は戦後ほとんど総定員は変わっておらず、同じ定員の中で新しい学部ができていく。これは非常にうまくやっているのだが、我々が外から見ていると結局、同じ人たちで看板を変えているだけではないかということで、これがスクラップ・アンド・ビルドとは言えない。新しい分野をやるときは新しい人を雇う必要があるけれども、要らなくなったところで解雇できるかという、非常勤

講師1人解雇するだけで何年間かの訴訟を覚悟しなければいけない。専任の人たちは結局定年までしてもらわなければいけない。これを養っていく方法がない限り、新分野への挑戦を諦めなければいけない。これは大学の経営姿勢の問題というよりも労働法制の問題かもしれないが、実務家教員については専門職大学院のときぐらいから任期付きの形での実務家の兼任教員の採用が一般的になったので、そのような形で例えば専門職大学は本格的にやるのだったらやってもらわないといけないだろう。最先端の実務をやる人は分野によっては3、4年たって、昔俺はこういうことをやったという自慢話をされても何の役にも立たないので、どんどん交代をしていくことが必要で、その雇用の問題が非常に重要になるだろうと思う。他方で一定の研究能力がなければいけないという審査があるので、そう簡単に次々入れかえられるだけの教員候補者集団がそもそも存在しているのかどうかという点も大きな課題だと思う。

（委員）冒頭に鎌田委員からいろいろお話があり、地方に行っても自治体とか金融機関しか仕事がないという話など、まさにそうなのだが、東京でもそうかもしれないが、地方で起業しよう、創業しようという学生が本当に少ない。開業率を見ても日本はおそらく先進国で最低だろうと思う。開業率はドイツの半分ぐらいしかない。だから仕事をつくっていく人間をどう育てていくかというのが大学の大きな使命ではないかと思う。それを地方の大学に今、求めようと思っても現状なかなか難しい問題がある。それは講師陣やいろいろな能力の問題があると思う。資料1の39ページにあるが、東京都内の大学と地方の大学が対立関係にあるのではなくて、お互いにwin-winの関係でどう提携していくかということだろうと思う。早稲田の場合は創業、起業の学生もふえてきていると思うので、例えば私どもの大学の学生が一定期間、早稲田で学び直して、そしてまた地元に戻ってきて、それぞれの自治体で起業していく。その数は大学に何人いるのか、KPI、そういうところまで厳しくやっていかないと地方の大学は本当に生き残れないのではないか。地域貢献とよく言うけれども、みんな金太郎飴ではだめなので、地場産業の活性化もいいかもしれないが、新しい起業、創業にチャレンジしていく学生をどうつくっていくかということも、今後の日本の大きな問題ではないかと思う。それが仕事をつくっていくということにつながっていくと思う。

（座長）私は先月、島根大学がアドバイザーになってくれと言うので、条件として県知事が本気かどうかだと申し上げ、県知事と島根大学と島根県立大学の学長と松江高専、元銀行の頭取で商工会議所の会頭をやっている方で第1回のミーティングをした。この国は、言葉は悪いが、一発当ててやろうというそういう野心を持たせるような仕組みにしてきていないわけだが、島根だって一発当ててやろうという若者はいるはずなので、とにかくベンチャー基金を島根の中でつくって、島根の企業から出てきたこんなものを少し考えてくれないかという声が出るようにして、まずそこを突破口にしてやってみたらどうだという話をしている。いずれにしても何か1つやったら大きくこの国が変わるようなものはないと思うので、本質に向かって1つでも取り組んでいくしかないのではないかと思う。

(委員) 就職の立場から、例えば資料3にあるような原案で仮に全て決まったときに何が起きるのかを考えたい。確かに特定のエリアなどでの定員抑制が行われれば、人の動きも多少は変わるだろうが、今の若者の東京一極集中という大きな流れが変わるかという点、残念ながらそこまでのイメージは持てない。座長のおっしゃるようにレバレッジは出口である就職で、それが大きく変わっていく具体策がない中での定員抑制がどこまで効果を持つのか、なかなか難しいのではないかという印象を持った。

(座長) 岡崎委員に質問なのだが、事務局が説明した資料4の7ページは岡崎委員の資料から抜粋したもので、8割近い人が東京に残留しているが、これは就職をした会社の本社所在地か。実際に例えばうちで言うと、200人ぐらい採用してもほとんど東京本社に新人を残さず、みんな工場か営業所に出すのだが、実際に働いている人がこれだけ残っているということか。

(委員) この調査自体が大学4年生の夏なので、その時点でわかり得る勤務地ベースである。

(座長) 勤務地ということは採用される本社なのか会社所在地か。

(委員) そのように学生が解釈している場合もあれば、地域限定社員なども含め、採用の段階で勤務地を明示しているケースも少なくないので、本社が東京であっても、自分は広島で働くことになりそうだと本人が認識していれば、広島と回答している。

(座長) 実際には大企業の比率というのはごくわずかだが、大企業に行きたいわけで、大企業は東京で採用しているけれども、実際に働く場所は東京ではないという実態をもう少し見える化すれば、これだけ雇用がタイトになっているのだから、必然的に地方での採用枠は広がっていくのではないか。

(委員) おっしゃるとおりで、第3回のときにも関連の資料をお出ししており、実際の本社所在地ベースで見た場合に新卒採用実施社数の27.7%を東京の企業が占めるのだが、勤務地ベースで見ると全体の求人の中の東京のシェアは10.6%まで下がる。つまり、東京本社の会社が地方配属前提の求人を行っているということ。まずはこの実態を学生が十分に認識するのが重要であるというのは、第3回のときに御指摘させていただいたとおりで、同じ認識を持っている。

(座長) 今、本社一括採用に関してアンケートを出しているのは経団連か。

(事務局) 経団連、同友会、商工会議所である。

(座長) その結果を早く見てみたいのだが、実際に採用した人の勤務地がどこなのか。そのデータを早く見える化して、皆さんにわかるようにしたいと思う。

(委員) 先ほどスクラップ・アンド・ビルドの話が出たので補足させていただくと、国立大学の場合は学生の定員数は変えられないから動かすが、では教員はどうするのか。教員はクビに当然できないのだが、それでもできると思う。新しい分野を立ち上げる場合に、新しい教員を雇わなければいけない部分は当然あるが、ほかの分野、学部等で、それに関連する先生は必ずいるので、それを動かせるかどうかということなのだと思う。したがっ

て、クビにすることを前提でのスクラップ・アンド・ビルドというのは少し違和感がある。

(委員) それは全くおっしゃるとおりなのだが、我々もスクラップ・アンド・ビルドを考
えるときに、基本的には解雇ができないという制約のもとでやると、今いるスタッフで、
何が最善の次の姿かということしか考えられない。全国の国立、私立を通じて一番課題に
なったのは教育学部で、教員を養成しない教育学部をどうするか。教育学部というのは基
本全科目の先生がそろっているの、何にでも変えられる。大体リベラル・アーツ学部だ
とか地方創生学部とか環境学部という名前をつけると現代的だし、大体それに関係する科
目の先生たちがそろっているということで、あちこちでそれをやっているのだが、それ
では本当の新しい分野でのチャレンジではないので、我々としてももっと、全く新しいこ
とをやりたい。ではここで新しい教員を50人採用するから、こちらの教員50人やめてくだ
さいということではできないとなると、この50人が自然になくなるまで何らかの形で組みか
えをしながらやっていかなければいけないものを、5年以内にスクラップしない限りは新
学部をつくってはいけませんと言われると、結果的に私立大学は新分野に挑戦しないでく
ださいという話にしかならないのではないか。それは本当に日本の将来にとっていいのか
どうかという議論をぜひしてほしい。ついでに言わせていただくと、私立大学の定員対
して文科省がいろいろと口を出せるようになったのは、資料2であったように、私立学校
振興助成法ができてからで、私学振興助成法によって私立大学の経常経費の2分の1まで
国が補助するのだから定員等を管理するという形になっているが、今の補助率は経常費の
9%台である。これでは、私学振興助成法ができる時点と大して変わらない補助金の水準
まで下がってきて、結果的に規制権限だけは、法律を背景にして握ってしまう。そんな
ことが日本の私立大学のあり方として許せるのかというのがまず基本的に我々が一番問題に
していることで、それだけ強い権限を文科省が持つだけの政策的必要性はちゃんと説明で
きているのか。東京の学生の定員を絞れば地方の大学は栄えるなんて誰が言えるのかとい
うことを我々としては問題にしている。狙っていることとそれのための手法とのバランス
が悪過ぎないかということがまず基本的な我々のスタンスであって、その上で、日本の将
来のことを考えれば少子化が進んでいくことは間違いないし、日本の大学教育が世界に誇
る内容を持っているかという、そうは言えないということも間違いないので、トータル
として日本の高等教育を発展させることで次の時代を支える、日本は人的資源しかないわ
けなので、それを一番いい形にするにはどうしたらいいかということについては、我々
としても全面的に協力しながらやっていきたいと思う。

(委員) スクラップ・アンド・ビルドについて、先ほども言ったようにこれまでやったと
言われているが教員などはどうなったのか、実態をよく教えていただかないと、実際にど
うなっているかが見えない。委員がおっしゃるようなやり方だと、結局、新しい学部
に挑戦するときに、全国の大学がみんなどんどん肥大化していくことになりかねない
ので、それが今の時代にふさわしいのかどうかという点については一方でよく議論する
必要があると思う。文科省の規制が出てきたのは、私学助成が憲法に反しないかどう
かという大激論

をした後に、今の私学助成が認められて、それに応じて確かに文科省はいろいろ口を出すような形で規制強化してきたと思うが、それだけが残って助成が9%ぐらいまで下がった点について、私立大学は今600ぐらいあると思うが、本当は経営が厳しくなった私立大学が退場していった、残されたきちんとした大学だけで優れた教育をやっていくということが当然あってしかるべきで、文科省もいろいろな事情もあるだろうし、私学側の要請もあったと思うのだが、私学助成は私が見る限り一つ一つの大学にとって非常に薄まきであり、逆に本当に地方で意味のある大学に、もっともっと手厚く配分して新陳代謝を促すことが本来必要ではないかと思う。

(座長) 雇用の問題はものすごく大事で、民間企業にとっても雇用は極めて難しい問題だが、会社がおかしくなったときの雇用の話はそんなに社会的問題にはならない。工場閉鎖したときもできるだけ努力はしても、そこで雇用が切れたり、あるいはM&Aで売却したりしたときに余り問題視はされない。大学もスクラップ・アンド・ビルドのときというのは、委員がおっしゃったように今まで雇用関係はどうなっていたのだろうかということも調べてみる必要があると思う。それから、専門職大学については、定年退職者の再雇用は今どの企業も5年間というのがあるので、これだけ寿命が延びた中で、60歳で定年を迎えた人の活用というのは、専門職大学の場合は現実論として雇用関係から言ってもあるのではないか。

(梶山大臣) 冒頭申し上げたように、東京の大学の定員の抑制とあわせて地方の大学の充実、振興、そして地方経済の活性化が全部セットの話だと思っている。また、テーマを掘り下げていくと、必ずいろいろな分野の課題に当たるということ。1つ例を挙げると東京23区内の大学の経営問題にまで関連してくるということでもあり、成果を出すのはなかなか容易なことではないなと改めて感じた。しっかりと閣議決定に従ってやっていくが、早稲田大学における地方との連携という話に加え、地方における産業振興に関して、地方大学と東京に本社を置く大企業との連携などの方向性も含め、もう少し深掘りをしていく必要があるのではないか。坂根座長のもとでしっかり制度設計をしてまいりたい。

○ 事務局より、資料6に基づき説明があった。

3. 閉会